

令和4年度 市民税・県民税申告の手引き

パソコン、スマートフォンをお持ちの方は佐野市ホームページで申告書が作成・印刷できます
 お手元の資料をもとに簡単に入力でき、面倒な計算も必要ありません
 申告会場は大変混雑しますので、自宅での作成、郵送での提出をぜひご利用ください

佐野市 申告書作成コーナー

検索



スマホの方は
こちらから

市民税・県民税申告書の提出が必要な方

令和4年1月1日現在に佐野市に住所のある方で、次のいずれかに該当する方

1. 所得税の確定申告をしない方
2. 令和3年中に営業、農業、配当、譲渡などの所得があった方
3. 給与・年金所得がある方で、次に該当する方
 - イ. 給与・年金所得のほかに地代、家賃、配当、譲渡などの所得のある方
 - ロ. 給与・年金所得のみだが、事業主が給与支払報告書を提出していない場合
 - ハ. 雑損控除、医療費控除などを受けようとする方

⇒1～3に該当する方は2、3ページを参照して申告書を作成してください

収入がなかった方

令和3年中に収入がなかった方(遺族年金、障害年金のみの方も含む)も申告が必要な場合があります
 ※申告がないと、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料、児童扶養手当等が
 正しく算定できない場合があります

⇒4ページを参照して申告書を作成してください

申告に必要なもの ※領収書や証明書等は令和3年中のもの

※郵送で申告書を提出する方は、写しを添付してください。郵送以外の方は原本を提示してください

マイナンバーカード ※お持ちでない方は、通知カード等の番号確認書類と運転免許証、健康保険証等の本人確認書類の両方		
わか か 入 る も の	給与収入がある人	全ての源泉徴収票 ※勤務先が発行
	年金収入がある人	全ての源泉徴収票 ※日本年金機構など年金支払者が発行
	事業(営業、農業)または不動産収入がある人	記入済みの収支内訳書、収入や必要経費がわかる帳簿や領収書、支払調書
所得 から 控 除 す る 額 が わ か る も の	社会保険料控除 小規模企業共済等掛金控除	・国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険、国民年金保険などの社会保険料 ・小規模企業共済法に基づく掛金、確定拠出型年金法の個人型年金の掛金 これらを支払った額がわかる領収書や控除証明書など
	生命保険料控除	生命保険料の控除証明書
	地震保険料控除	地震保険料の控除証明書
	障害者控除	障害者手帳、障害者控除対象者認定書など
	雑損控除	詳しくは、市民税課へお問合せください
	医療費控除	記入済みの医療費控除の明細書、医療費のお知らせなど ※領収書の添付は不要です
	セルフメディケーション税制	記入済みのセルフメディケーション税制の明細書および健康保持増進への取組を 明らかにする書類
	※医療費控除またはセルフメディケーション税制のどちらか一方を選択	
	勤労学生控除	学生証、証明書など
	寄附金控除	寄附金の受領証など

～ 申告書の書き方～

○住所、氏名等の記入

申告日時点の現住所、令和4年1月1日の住所、氏名、生年月日、電話番号、マイナンバー(個人番号)等を記入してください

○令和3年中に収入がある人

2～3ページを参考に、次の項目を記入してください

- 1 収入金額等
- 2 所得金額
- 3 所得から差し引かれる金額に関する事項

○令和3年中に収入がない人

4ページをご覧ください

3 所得から差し引かれる金額に関する事項について

控除の種類	要件など
⑬ 社会保険料控除	あなたが支払った、健康保険料、国民健康保険税、後期高齢医療保険料、介護保険料、国民年金保険料、雇用保険料等の控除です 領収書や所得申告参考資料、控除証明書などを提示してください
⑭ 小規模企業共済等掛金控除	あなたが支払った、小規模企業共済法に基づく掛金、確定拠出型年金法の個人型年金の掛金などの控除です 支払額がわかる証明書等を提示してください
⑮ 生命保険料控除	あなたが支払った、生命保険、介護医療保険、個人年金保険料等の控除です 保険会社が発行した令和3年分生命保険料の控除証明書を参考に記入し、提示してください
⑯ 地震保険料控除	あなたが支払った、地震等により損害を被ったときに保証される保険の保険料の控除です 保険会社が発行した令和3年分地震保険料の控除証明書を参考に記入し、提示してください
⑰～⑱ ひとり親控除	現に婚姻していない方で、次のいずれにも該当する方の控除です ① 合計所得金額が500万円以下である ② 子を扶養している ③ 事実上婚姻関係と同様の事情があると認められる者がいない 該当する場合は☑をつけてください。
寡婦控除	「ひとり親控除」に該当しない方で、次のいずれにも該当する方の控除です ① 合計所得金額が500万円以下である ② 夫と死別した後婚姻していない、または夫と離別後婚姻してなく扶養親族がいる ③ 事実上婚姻関係と同様の事情があると認められる者がいない 該当する場合は「寡婦控除」と寡婦となった事由に☑をつけてください
⑲ 勤労学生	あなたが特定の学生で合計所得金額が75万円以下で、不労所得が10万円以下の場合の控除です。学校名を記入し、学生証等を提示してください
⑳ 障害者控除	あなたや同一生計配偶者、扶養親族(16歳未満も含む)が障害者の場合の控除です 障害の認定を受けている方の氏名、個人番号を記入してください 障害の程度の欄に障害の種類、等級を記入して、障害者手帳や認定書を提示してください
㉑㉒ 配偶者控除	あなたの合計所得が1,000万円以下で、同一生計配偶者がいる場合の控除です 同一生計配偶者とは、あなたと生計を一にする合計所得が48万円以下の配偶者を指します ※事業専従者や他の納税義務者の扶養親族となつていない配偶者は該当しません
同一生計配偶者	あなたの合計所得が1,000万円超で、同一生計配偶者を有する場合は、同一生計配偶者欄にチェックをつけてください。
配偶者特別控除	あなたの合計所得が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得が48万円超133万円以下である場合の控除です 配偶者の合計所得金額を記入してください
㉓ 扶養親族	あなたに合計所得が48万円以下である生計を一にする親族がいる場合の控除です 生計を一にする親族の氏名、生年月日、個人番号を記入してください 別居の場合は申告書裏面「12 別居の扶養親族等に関する事項」も記入してください ※事業専従者、他の納税義務者の扶養親族や同一生計配偶者である親族は該当しません
16歳未満の扶養親族	あなたと生計を一にする親族の生年月日が平成18年1月2日以降の場合はこの欄に記入してください
㉔ 雑損控除	あなたや生計を一にする親族(総所得金額等が48万円以下の人)が災害、盗難等により住宅や家財、現金等に損害を受けた場合の控除です 適用する場合は事前に市民税課にお問い合わせください
㉕ 医療費控除	あなたや生計を一にする親族のために一定額以上の医療費を支払った場合の控除です 事前に医療費の領収書を集計し「医療費控除の明細書」を作成して添付してください ※予防接種にかかった費用は対象外です
セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)	あなたが健康の保持推進や疾病の予防への一定の取組を行っていて、あなたや生計を一にする親族が特定一般用医薬品などを1万2千円以上購入した場合の控除です セルフメディケーション税制の適用を受ける場合、医療費控除の適用を受けられません 事前に作成した「セルフメディケーション税制の明細書」を添付し、取組を明らかにする定期健康診断の結果通知表等を提示してください セルフメディケーション税制を選択する場合は医療費控除欄の口「1」を記入してください

令和4年度分 市民税 申告書

整理番号

業種又は職業 飲食業・貸駐車場

電話番号 20-3008

個人番号 123456789123

氏名 佐野丸太

生年月日 30・2・25 世帯主の氏名 佐野丸男 続柄 父

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

控除の種類	金額
国民健康保険税	298,000
iDeCo	144,000
合計	442,000
新生命保険料の計	80,000
旧生命保険料の計	130,000
新個人年金保険料の計	150,000
旧個人年金保険料の計	150,000
介護医療保険料の計	9,500
旧長期損害保険料の計	150,000
地震保険料の計	150,000
旧長期損害保険料の計	150,000
配偶者控除	450,000
扶養親族控除	450,000
雑損控除	0
医療費控除	0
合計	1,590,000

収入金額等

事業	収入金額
1 営業等	3,200,000
2 農業	0
3 不動産	600,000
4 利子	0
5 配当	0
6 給与	700,000
7 公的年金等	1,230,000
8 雑業務	0
9 その他	0
10 短期	0
11 長期	0
12 一時	0
13 雑	0
14 雑	0
15 雑	0
16 雑	0
17 雑	0
18 雑	0
19 雑	0
20 雑	0
21 雑	0
22 雑	0
23 雑	0
24 雑	0
25 雑	0
26 雑	0
27 雑	0
28 雑	0
29 雑	0
30 雑	0
31 雑	0
32 雑	0
33 雑	0
34 雑	0
35 雑	0
36 雑	0
37 雑	0
38 雑	0
39 雑	0
40 雑	0
41 雑	0
42 雑	0
43 雑	0
44 雑	0
45 雑	0
46 雑	0
47 雑	0
48 雑	0
49 雑	0
50 雑	0
51 雑	0
52 雑	0
53 雑	0
54 雑	0
55 雑	0
56 雑	0
57 雑	0
58 雑	0
59 雑	0
60 雑	0
61 雑	0
62 雑	0
63 雑	0
64 雑	0
65 雑	0
66 雑	0
67 雑	0
68 雑	0
69 雑	0
70 雑	0
71 雑	0
72 雑	0
73 雑	0
74 雑	0
75 雑	0
76 雑	0
77 雑	0
78 雑	0
79 雑	0
80 雑	0
81 雑	0
82 雑	0
83 雑	0
84 雑	0
85 雑	0
86 雑	0
87 雑	0
88 雑	0
89 雑	0
90 雑	0
91 雑	0
92 雑	0
93 雑	0
94 雑	0
95 雑	0
96 雑	0
97 雑	0
98 雑	0
99 雑	0
100 雑	0

所得から差し引かれる金額

所得	金額
1 営業等	-90,000
2 農業	0
3 不動産	500,000
4 利子	0
5 配当	0
6 給与	50,000
7 公的年金等	1,130,000
8 雑業務	0
9 その他	0
10 短期	0
11 長期	0
12 一時	0
13 雑	0
14 雑	0
15 雑	0
16 雑	0
17 雑	0
18 雑	0
19 雑	0
20 雑	0
21 雑	0
22 雑	0
23 雑	0
24 雑	0
25 雑	0
26 雑	0
27 雑	0
28 雑	0
29 雑	0
30 雑	0
31 雑	0
32 雑	0
33 雑	0
34 雑	0
35 雑	0
36 雑	0
37 雑	0
38 雑	0
39 雑	0
40 雑	0
41 雑	0
42 雑	0
43 雑	0
44 雑	0
45 雑	0
46 雑	0
47 雑	0
48 雑	0
49 雑	0
50 雑	0
51 雑	0
52 雑	0
53 雑	0
54 雑	0
55 雑	0
56 雑	0
57 雑	0
58 雑	0
59 雑	0
60 雑	0
61 雑	0
62 雑	0
63 雑	0
64 雑	0
65 雑	0
66 雑	0
67 雑	0
68 雑	0
69 雑	0
70 雑	0
71 雑	0
72 雑	0
73 雑	0
74 雑	0
75 雑	0
76 雑	0
77 雑	0
78 雑	0
79 雑	0
80 雑	0
81 雑	0
82 雑	0
83 雑	0
84 雑	0
85 雑	0
86 雑	0
87 雑	0
88 雑	0
89 雑	0
90 雑	0
91 雑	0
92 雑	0
93 雑	0
94 雑	0
95 雑	0
96 雑	0
97 雑	0
98 雑	0
99 雑	0
100 雑	0

所得から差し引かれる金額

所得	金額
合計	1,590,000

記入不要です

地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の口「1」と記入してください。

5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和4年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法

給与から差引き(特別徴収)

自分で納付(普通徴収)

市民税課処理欄

所得税と異なる課税方式を選択

1 収入金額 2 所得金額について

収入の種類	対象となる収入・必要経費
事業	<p>営業</p> <p>① 小売業、飲食業、製造業、建設業、運輸業、サービス業、医師、弁護士、作家、外交員などの収入 収支内訳書を作成し、申告書裏面「7事業・不動産所得に関する事項」も記入してください 所得金額＝総収入金額－必要経費 必要経費…販売商品の仕入れ額、水道光熱費、給与賃金、消耗品費、減価償却費等</p> <p>農業</p> <p>② 米、麦、野菜、果樹等の栽培、畜産等の事業による収入 収支内訳書を作成し、申告書裏面「7事業・不動産所得に関する事項」も記入してください 所得金額＝総収入金額－必要経費 必要経費…種苗代、肥料代、農地の固定資産税、農機具の減価償却費など</p>
不動産	<p>③ 貸家、アパート、貸宅地、貸駐車場、小作料などによる収入 収支内訳書を作成し、申告書裏面「7事業・不動産所得に関する事項」も記入してください 所得金額＝総収入金額－必要経費 必要経費…固定資産税、損害保険料、修繕料、減価償却費など</p>
利子	<p>④ 国外の銀行等に預けた預金の利子など、分離課税の対象にならない利子の収入 所得金額＝収入金額</p>
配当	<p>⑤ 利益の配当、余剰金の分配、特定株式の収益の分配、私募証券投資信託の収益の分配、一般外貨建投資信託の収益の分配金などの収入 申告書裏面「8 配当所得に関する事項」も記入してください ※住民税が特別徴収済の特定配当等は原則申告不要です。 申告する場合は申告書裏面「14 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項」も記入してください 所得金額＝収入金額－株式等取得するための借入金利子</p>
給与	<p>⑥ 給料、賞与、賃金、専従者給与など(パート、アルバイト収入含む) 勤務先で発行される「令和3年分給与所得の源泉徴収票」を提示してください 所得金額…4ページの表から算出</p>
公的年金等	<p>⑦ 国民年金、厚生年金、共済年金等の公的年金収入 ※遺族年金や障害年金は含まれません 年金支払者から発行される「令和3年分公的年金等の源泉徴収票」を提示してください 所得金額…4ページの表から算出</p>
雑業務	<p>⑧ ネットオークションなどを利用した個人取引、食品の配達、原稿料又は、講演料、などの副収入 ※申告書裏面「9 雑所得(公的年金以外)に関する事項」も記入してください 所得金額＝収入金額－必要経費</p>
その他	<p>⑨ 生命保険の年金(個人年金)、互助年金などの他の所得にあってはまらない収入 ※申告書裏面「9 雑所得(公的年金以外)に関する事項」も記入してください 所得金額＝収入金額－必要経費</p>
総合譲渡	<p>⑩ 機械、特許権、ゴルフ会員権、骨董、貴金属などの資産の譲渡による収入 (土地、家屋、株式の譲渡は申告分離課税のため含みません) ※資産の保有期間が5年以内のものは「短期」、5年を超えるものは「長期」に該当します 申告書裏面「10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」も記入してください 所得金額＝申告書裏面「10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」二の金額</p>
一時	<p>⑪ 感賞の賞金品、生命保険の一時金、損害保険満期金など一時的な収入 申告書裏面「10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」も記入してください 所得金額＝申告書裏面「10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」二の金額</p>

上場株式等の配当等(一定の大口株主等が受けるものを除く)や上場株式等の譲渡(源泉徴収がある特定口座)に係る所得について、所得税と異なる課税方式を選択する場合は、☑をつけてください。
(例: 所得税では申告分離課税を選択するが、市民税・県民税では申告不要制度を選択する等)

給与・公的年金等に係る所得以外(令和4年4月1日において65歳未満の方は給与以外)の所得に係る市・県民税を給与から差引き(特別徴収)とは別に自分で納付(普通徴収)したい場合は「自分で納付」に☑を付けてください。

令和3年中に収入がなかった方の申告書の書き方

- 1.住所、氏名、個人番号、電話番号等を記入
※2～3ページ参照
- 2.申告書下部の備考欄に「令和3年中収入なし」と記入

⇒市民税課へ提出してください

【記入例】

備考

令和3年中収入なし

所得税と異なる課税方式を選択

給与所得の算出方法

給与等の収入金額(A)	給与所得
～ 550,999円	0円
551,000円 ～ 1,618,999円	A - 55万円
1,619,000円 ～ 1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円 ～ 1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円 ～ 1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円 ～ 1,627,999円	1,074,000円
1,628,000円 ～ 1,799,999円	$A \div 4 = B$ ※千円未満の端数切捨て $B \times 2.4 + 100,000$ 円 $B \times 2.8 - 80,000$ 円 $B \times 3.2 - 440,000$ 円
1,800,000円 ～ 3,599,999円	
3,600,000円 ～ 6,599,999円	
6,600,000円 ～ 8,499,999円	$A \times 0.9 - 1,100,000$ 円
8,500,000円 ～	A - 1,950,000円

Aを上記の表にあてはめ計算し、算出された給与所得の金額を申告書「2所得金額」の⑥に転記してください。

【所得金額調整控除】

次の1または2(もしくは両方)に該当する方は、次で求めた控除額を給与所得から差し引いた金額を「2所得金額」の⑥に記入してください

- 1.給与等の収入金額等が850万円を超え、次のいずれかに該当する場合
 - ・本人が特別障害者に該当
 - ・年齢23歳未満(H11.1.2以降に生まれた方)の扶養親族を有する
 - ・特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する**給与収入(1,000万円超は1,000万円)-850万円×10%=控除額(最高15万円)**
- 2.給与所得と年金所得の双方があり、これらの金額の合計が10万円を超える場合
給与所得(最高10万円)+年金所得(最高10万円)-10万円=控除額

公的年金所得の算出方法

・65歳未満(昭和32年1月2日以降に生まれた方)

公的年金等の収入金額(A)	公的年金等の雑所得 ※公的年金以外の合計所得金額が1,000万円以下の場合
～ 1,299,999円	A - 600,000円 ※マイナスの場合は0円
1,300,000円 ～ 4,099,999円	$A \times 0.75 - 275,000$ 円
4,100,000円 ～ 7,699,999円	$A \times 0.85 - 685,000$ 円
7,700,000円 ～ 9,999,999円	$A \times 0.95 - 1,455,000$ 円
10,000,000円 ～	A - 1,955,000円

・65歳以上(昭和32年1月1日以前に生まれた方)

公的年金等の収入金額(A)	公的年金等の雑所得 ※公的年金以外の合計所得金額が1,000万円以下の場合
～ 3,299,999円	A - 1,100,000円 ※マイナスの場合は0円
3,300,000円 ～ 4,099,999円	$A \times 0.75 - 275,000$ 円
4,100,000円 ～ 7,699,999円	$A \times 0.85 - 685,000$ 円
7,700,000円 ～ 9,999,999円	$A \times 0.95 - 1,455,000$ 円
10,000,000円 ～	A - 1,955,000円

Aを上記の表にあてはめ計算し、算出された公的年金等の雑所得の金額を申告書「2所得金額」の⑦に転記してください。

※公的年金以外の合計所得金額が1,000万円超の方は、計算方法が異なります。
 詳しくは市民税課へお問合せください。

申告書の提出方法と注意事項

完成した申告書に、源泉徴収票や控除証明書等申告に必要な書類の写しを添付して、市民税課へ郵送してください

※申告会場、市民税課窓口の混雑回避のため、郵送での提出にご協力をお願いします

申告書の提出先・お問合せ先

〒327-8501 佐野市役所 市民税課市民税係(住所不要)

電話:0283-20-3008 FAX:0283-21-2223(申告書はFAXでは提出できません)